

報道関係者 各位

平成27年 1月14日 発表	
担当	三重労働局労働基準部 監督課長 行岡 清博 地方労働基準監察監督官 鍋島猪一郎 TEL (059) 226-2106

「働き方改革」の推進について —三重労働局が働き方改革推進本部を設置—

労働者の心身の健康確保、仕事と生活の調和、女性の活躍推進等の観点から、企業において所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進など長時間労働を始めとする雇用管理を見直す「働き方改革」を進めていくことが求められている。

『日本再興戦略』改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）においても、「新たに講ずべき具体的施策」として「働き方改革の実現」が掲げられ、その具体策として「働き過ぎ防止のための取組強化」が明記されるなど、長時間労働対策の強化が政府としての喫緊かつ重要な課題となっている。

また、平成26年11月28日に施行された「まち・ひと・しごと創生法」（平成26年法律第136号）の基本理念として、「仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図ること」、「地域の特性を生かした（中略）魅力ある就業の機会の創出を図ること」が掲げられており、働き方改革の実現に向けた取組はこれらにも資するものである。

そこで、三重労働局（局長 川口達三）では、1月8日、局長を本部長とする「働き方改革推進本部」を設置し、所定外労働の削減、休暇の取得促進を始めとした「働き方の見直し」に向けた企業への働きかけの強化に取り組むこととした。

（働き方改革推進本部の実施事項）

1 労使団体への協力要請

労働局長及び労働基準部長が、三重県内の事業主団体（経営者協会、商工会議所連合会、商工会連合会、中小企業団体中央会等）及び労働団体の長や役員を訪問し、働き方改革について傘下企業等に対する取組の要請を行う。

また、厚生労働省に1月下旬に開設される「働き方・休み方改善ポータルサイト」（以

下、「ポータルサイト」という。)の周知について協力を依頼する。

2 企業トップへの働きかけ

労働局長や労働基準部長が、三重県内の主要な企業のトップ等を計画的に訪問し、各企業の実情に応じた長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進を始めとする働き方の見直しに取り組むよう働きかける。

また、事業主が多数参加する会合等あらゆる機会を捉えて、企業における働き方の見直しに取り組むよう働きかける。

3 三重県庁等との連携

地域における雇用の質を重視した職場づくりを推進する上で、働き方の見直しに向けて地域全体における気運の醸成を図ることが重要であることから、地域レベルでの年次有給休暇の取得促進に向けた取組や、働き方・休み方の見直しに向けた周知広報に係る取組を県、市町、事業主団体等と積極的に連携して進める。

また、県、市町、事業主団体等の主催する会議、セミナーなどあらゆる機会を活用し、働き方改革について周知啓発を行う。

4 好事例の普及

上記2の訪問企業における取組内容について、また、既に長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進に積極的に取り組んでいる企業について、三重労働局の働き方・休み方改善コンサルタントなどが企業訪問により情報収集し、三重労働局のホームページやポータルサイトに掲載し、先進的な取組が各企業に広がるように努める。